

障発0424第5号
令和7年4月24日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業の実施について（通知）

重症心身障害や医療的ケアが必要な者などが特別支援学校卒業後に主に利用する生活介護において、生涯学習の機会を生活介護サービスの中で提供することで、重度の障害のある方の生活能力の向上と共生社会の実現を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業実施要綱」を定め、令和7年4月25日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業実施要綱

1 事業の目的

特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業は、重症心身障害や医療的ケアが必要な者などが特別支援学校卒業後に主に利用する生活介護において、生涯学習の機会を生活介護サービスの中で提供することで、重度の障害のある方の生活能力の向上と共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす法人格を有する団体（以下「実施団体」という。）とする。

- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人その他の法人格をもつ団体であること。
- ・主として重症心身障害や医療的ケアが必要な者、重度の知的障害者を中心に受け入れている生活介護を運営していること。この場合の生活介護については、入所施設において実施する生活介護や多機能型生活介護も含む。

3 事業内容

実施団体は生活介護において以下の事業を行うものとする。

(1) 効果的な生涯学習プログラムの開発・実施

学校卒業後の障害者（主に重症心身障害や医療的ケアが必要な者、重度の知的障害者などを想定）が、生涯学習を通じた自己実現や社会参加、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたって維持・開発・伸長したりするため、教育ノウハウを持つ特別支援学校教員のOB等を雇用（嘱託などの非正規雇用を含む）し、効果的な学習に係る具体的な生涯学習プログラムを策定、実施する。

ア 生涯学習プログラムとしては、主として次のような内容を想定している。

- ・学校から社会への移行期に求められる学び（主に特別支援学校を卒業した直後の障害者を想定）

各学校段階で身に付けた資質・能力をさらに伸長・開発するための学習や、多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性を持って物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、自立した日常生活や社会生活を送る力を身につけるための学習

- ・生涯の各ライフステージに応じて求められる学び

生涯の各ライフステージで必要となる、個人の日常生活や社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身につけ、実生活で実践するための学習

イ 生涯学習プログラムの実施形態としては、主として次のような形態を想定している。

- ・生活介護の個別支援計画に位置付けた標準的な支援時間の中での実施
- ・生活介護の個別支援計画に位置付けた標準的な支援時間後の延長時間の中においての実施（その際は、利用者だけでなく、障害のない者も広く参画できることも検討。利用者には延長支援加算の算定も可能。）
- ・生活介護のプログラムの中で事業所の外で実施。その際は、公民館等の社会教育施設やあらゆる地域資源を活用するなどして、多様な活動の充実を図ること

- ・生活介護として、体調が悪く通所できない方に対して、訪問での実施も可能とすること
- ウ 教育ノウハウを持つ特別支援学校教員のOB等を雇用するなどにより、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられる生涯学習プログラムとすること。なお、生涯学習プログラムの開発・実施にあたっては、『重度障害者・生涯学習ネットワーク』など、重度障害者の生涯学習に関して実績や知見を有する団体等と連携することが望ましい。
- エ 障害者本人の企画・運営等への参画や自主的な活動の促進に留意し、障害のない者も参加者やボランティア等として広く参画できるよう、多様な者との交流や共同学習など共生社会の実現に向けた取組を進めること。なお、生活介護を多機能型として実施している場合は、サービス提供後には生活介護の利用者だけでなく他の利用者も参画できるようにすること。
- オ 学校卒業後の障害者を主な対象とし、障害者本人のニーズや地域資源等を踏まえた、ICT等の活用や多様な体験活動を含む社会的包摂を目指す生涯学習プログラムとして実施すること。

(2) 成果等の普及

上記(1)の事業によって得られた成果については、可能な限り周辺の都道府県・市区町村等の行政、特別支援学校等の学校、他の障害福祉サービス事業所、障害者本人、家族、関係団体等に対し、報告・普及を行う。

4 報告

- (1) 本事業の実施にあたって、実施団体は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から求めがあった場合は、適宜、進捗状況を報告すること。
- (2) 実施団体は事業終了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出すること。提出方法については別途指示するものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 事業採否の決定方法

本事業の実施団体は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。